総務省政策評価書中の「勧告」に対する今後の措置予定(案)

参考資料5

	今後の措置予定		(参考)報告書項目
項目			
① VFM算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。	— — —	— F 3143713	_
i 公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、 i)VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、 ii)VFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、 iii)コンサルタントへの委託の要否を検討する際にVFMを試算したり、コンサルタントが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方策を充実させること。	・「VFMに関するガイド ライン」改定	・VFM算出に係る事例 蓄積、支援方策を充実	●6)VFM評価についての継続的検 討(p21)
ii 特定事業選定時においては、PSC、PFIのLCC及び割引率などVFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。			●6)VFM評価についての継続的検 討(p21)
iii 独立採算型PFI事業の選定のための評価における <u>需要予測及び収益性の積算に</u> <u>資する事例を蓄積し、情報提供</u> すること。		・グッドプラクティスの情報収集、情報提供	●6)VFM評価についての継続的検討(p21)●11)官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討(p26)
② リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、 <u>リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供</u> すること。また、 <u>リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメント</u> を行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これを <u>ガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずる</u> こと。	・「リスクに関する具体 的指針」の作成		●3)リスクの分析及びリスクマネジメントについての考え方の整理の必要性(p12)

-7.5	今後の措置予定		//\ + \\ + \ + -
項目	委員会	内閣府	(参考)報告書項目
③ 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これを <u>ガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずる</u> こと。	・「モニタリングに関す るガイドライン」等の改 定		●5)運営段階における課題に対する 適切な対応 (2)事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズム の充実 ⑤金融機関のモニタリング等の役割 の重要性とユニタリーペイメントにつ いての普及啓発(p19)
また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これを <u>ガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずる</u> こと。	・「プロセスのガイドラ イン」等改定		
さらに、 <u>モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供</u> すること。		・グッドプラクティスの情報収集、情報提供	●5)運営段階における課題に対する 適切な対応 (2)事業の運営が適切になされるよ うなモニタリング、支払いメカニズム の充実 ①要求水準書、モニタリング、支払い メカニズムの連動の必要性(p17)
④ 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。	_	_	_
i <u>要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項</u> をより明確に するため、これを具体的に <u>ガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずる</u> こと。	・「プロセスのガイドライン」等改定・「要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針」の作成		●1)要求水準の明確化 (1)要求水準書作成前の段階での明確なコンセプト形成の必要性(p9) ●1)要求水準の明確化 (2)要求水準書の具体化、明確化、 精緻化の必要性(p9)
ii 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知徹底を図るとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。	・「プロセスのガイドラ イン」改定	・関係省庁連絡会議幹 事会申合せ(平成18年 11月)の周知徹底、具 体的手順の明確化	●4)より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現(2)対話方式の充実(p15)

項目	今後の措置予定		(全去) 却从事而口
	委員会	内閣府	- (参考)報告書項目
iii <u>提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負</u> <u>担軽減策を講ずる</u> こと。	・「要求水準の具体的な作成のあり方を示す 指針」の作成 ・「標準契約書モデル 及びその解説」の作成		●1)要求水準の明確化 (2)要求水準書の具体化、明確化、 精緻化の必要性(p9) 2)契約書等の標準化の推進(p11)
iv 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、提案費用に係る負担を軽減したりするために、 <u>公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供</u> すること。		・グッドプラクティスの 情報収集、情報提供	●4)より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現(3)より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス(p15) ●5)運営段階における課題に対する適切な対応(2)事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実 ②金融機関のモニタリング等の役割の重要性とユニタリーペイメントについての普及啓発(p18)